

## カーセーの出品者利用規約

カーセーの出品者利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社カーセー(以下「当社」といいます。)が提供する車両売却支援サービス(以下「当社サービス」といいます。)に関して遵守すべき事項及び出品者と当社との関係を定めるものです。

当社サービスを利用する場合、本規約の全文を読んでいただいた上で、本規約に同意していただく必要があります。

### 第1条(目的)

本規約は、当社サービスに関し遵守すべき事項及び出品者と当社との関係を定めることを目的とし、出品者と当社との間の当社サービスの提供・利用に係る一切の関係において適用されるものです。

### 第2条(定義)

本規約において、以下の用語は下記の意味を有するものとします。

- (1) 当社サービスとは、当社が提供する「オークション」プラン、「検査あり一括査定」プラン及び「検査なし一括査定」プランという名称の車両売却支援サービス、また車両売却支援に関する査定・輸送・決済等の各サービス(理由のいかんを問わず、サービスの名称または内容が変更された場合には、当該変更後のサービスを含みます。)を指します。
- (2) 当社ウェブサイトとは、当社サービスのために当社が出品者の利用に供するウェブサイト(理由のいかんを問わず、ウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合には、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を指します。
- (3) 出品とは、当社サービスを利用して売却の申込みを行うことを指します。
- (4) 出品者とは、当社サービスを利用して自動車の出品を行うユーザーを指します。
- (5) 出品車両とは、本取引の対象とされる自動車(本取引の対象とするため出品者が出品し、または出品しようとする自動車を含みます。)を指します。
- (6) 落札店会員とは、当社サービスを利用して買主として出品車両の落札又は売買契約の締結を希望する「カーセーの落札店会員」を指します。
- (7) 本取引とは、出品者と落札店会員との間で締結された自動車の売買契約を指します。
- (8) 成約車両とは、本取引によって売買契約が成立した自動車を指します。
- (9) 譲渡書類とは、当社が指定する自動車検査証等出品車両の名義変更を行うために必要な書類のことを指します。

【普通自動車・小型自動車で車検がある(又は車検切れの場合)】

- ①自動車検査証(車検証)
- ②自動車損害賠償責任保険証明証(自賠責)
- ③印鑑(登録)証明書
- ④譲渡証明書(※当社でご用意します)

- ⑤委任状（※当社でご用意します）
- ⑥リサイクル券（預託済みの場合）
- ⑦自動車税納税証明書(継続検査用)(直近年度のもの)
- ⑧その他当社が指定する書面

【普通自動車・小型自動車で一時的抹消の場合】

- ①登録識別情報等通知書（抹消謄本）
- ②譲渡証明書（※当社でご用意します）
- ③リサイクル券（預託済みの場合）
- ④その他当社が指定する書面

【軽自動車で車検がある（又は車検切れの）場合】

- ①自動車検査証（車検証）
- ②自動車損害賠償責任保険証明証（自賠責）
- ③申請依頼書（または OCR1 号用紙）（※当社でご用意します）
- ④リサイクル券（預託済みの場合）
- ⑤軽自動車税納税証明書(直近年度のもの)
- ⑥その他当社が指定する書面

【軽自動車で一時的抹消の場合】

- ①軽自動車検査証返納証明書  
（平成 24 年 6 月 4 日以降交付の場合、軽自動車届出済証返納済確認書も添付）
- ②リサイクル券（預託済みの場合）
- ③その他当社が指定する書面

【日本国内において未登録の輸入車の場合】

- ①予備検査証
- ②通関証明書
- ③譲渡証明書
- ④その他当社が指定する書面

【その他】

住民票、戸籍の附票又は住民票の除票、戸籍謄本  
自動車税の還付に関する委任状  
等を、必要に応じて提出して頂きます。

(10) 当社は、譲渡書類に関して次の各号に有効期限を定め、次の条件を満たすものとします。

- ① 印鑑（登録）証明書、住民票等証明書類の有効期限については、発行日から 3 か月後の日が成約日の翌月末日以降のもの
- ② 委任状等については、有効期限の記入がある場合、有効期限が成約日の翌月末日以降のもの
- ③ 予備検査証については、有効期限が成約日の翌月末日以降のもの

(11) 登録情報とは、出品者が車両の出品時に当社ウェブサイト等で当社所定の情報を登録したものを指します。

- (1 2)検査とは、車両検査専門会社「株式会社 AIS(以下「AIS」といいます。)」が出品車両を検査し、その状態を評価することを指します。
- (1 3)輸送業者とは、成約車両の輸送を行う業者として当社が指定した業者を総称して指します。

### 第3条(参加資格)

1. 当社サービスの参加資格者は、原則として当社が要請する情報を提供して出品者登録手続を完了し、かつ当社が参加を認めた者とします。

ただし、次の各号に定める出品者登録の対象外となる方のいずれの項目にも該当しないことを条件とします。

- (1) 生業として自動車売買を行う者
  - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人その他独立して法律行為(契約)を行うことができない者
  - (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者またはこれらの者と密接な関わりを有する者をいいます。以下同様とします。)
  - (4) 登録情報の全部又は一部につき、虚偽記載、誤記または記載漏れがある者
  - (5) 過去に本規約その他当社との契約に違反したことがある者、またはその関係者であると当社が判断した者
  - (6) その他、出品者登録を認めるのが相当でないと当社が判断した者
2. 当社サービスの参加資格者は、出品車両及びその出品方法等に係る関係法令、監督官庁のガイドライン及び本規約他当社所定のルールを順守するものとします。

### 第4条(取引の方法)

1. 出品者は次の当社サービスのいずれかを選択して出品車両の売却を行います。ただし、出品回数等は、出品者運営規程ほか当社の定めるとおりとします。

#### (1) 「オークション」プラン

出品者が AIS 検査の結果を付加した出品車両の情報を落札店会員に開示し、出品者が設定する売却希望価格に対し、落札店会員が入札を行って入札金額が公開され、競り上げる又は出品者が任意に定める即決価格に対し、落札店会員が即決価格の入札を行うサービス。

出品者が定めた出品期間内で、売却希望価格又は即決価格に達しない場合は出品車両は、売却されません(以下「流札」といいます。)

#### (2) 「検査あり一括査定」プラン

出品者が AIS 検査の結果を付加した出品車両の情報を落札店会員に開示し、落札店会員が入札を行い、最高値購入希望者を選出し、出品者が売却するかを決定するサービス。または、買取保証として、当社があらかじめ提示する金額において入札を行うサービス。ただし、出品者は、当社への出品申込みにつき、「検査あり一括査定」プランでの出品が1回限りであることに同意するものとします。

(3)「検査なし一括査定」プラン

出品者が出品車両の情報を開示し、入札を行った落札店会員から購入希望者を選出し、出品者へ紹介するサービス(当社は、当事者間の売買契約の成否を問いません)。

2. 出品者は、自己に所有権が属さない車両を、本サービスを通じて出品しようとする場合、所有者の名称、所有者と出品者の関係、本サービスを通じて当該車両を売却することについての所有者の出品者に対する委任の有無などの当社所定の情報を当社所定の方法により当社に提供するものとします。

第5条(車両検査) ※「オークション」・「検査あり一括査定」プラン対象

1. 出品者は、当社が定める利用規定を確認及び同意の上、当社が指定する場所、もしくは出品者のもとへ出張して行う AIS 車両検査を受けるものとし、当該車両検査に協力するものとします。なお、車両検査の手続については、当社または AIS の指示によるものとし、車両検査の実施にあたって、別途手数料を申し受けます。
2. 当社は、出品者に対して、AIS 車両検査結果に基づく買取相場価格その他の情報提供・アドバイスを行うことがあります。その正確性、真実性、適切性及び有用性を保証するものではありません。

第6条(売買代金等の支払い) ※「オークション」・「検査あり一括査定」プラン対象

1. 当社は、出品者に対して、本規約及び運営規程の定めに基づく手続(成約車両と譲渡書類の引渡し)が完了した日から起算して金融機関の3営業日以内に、出品者が指定する金融機関口座に振込送金(振込手数料は当社の負担とします。)する方法により、確定した出品車両の売買価格から、当該出品車両について発生している当社所定の手数料を差し引いた金額を支払うものとします。
2. 当社は、出品者が誤った振込先金融機関口座を指定したことによって当該出品者に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。
3. 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく料金、各種税金その他の出品車両に関する料金、出品者の瑕疵によるペナルティ請求及びクレーム発生時の減額請求の取扱いについては、別途当社が定める出品者運営規程に従うものとします。

第7条(手数料) ※「オークション」・「検査あり一括査定」プラン対象

1. 出品者は、当社が定める手数料を支払うものとし、成約に係る手数料の種類及び性質は、次の通りとします。(各手数料は1台あたり・税抜表記とします。)

①(出張検査料)¥7,500

出品者は、出品車両の検査を受けるにあたって、出張検査料を当社指定の方法で支払うものとします。

但し、出品車両が成約した場合、当社は当該出品車両に係る出張検査料を出品者に返還するものとし、成約に至らず流札した場合や出品前後に取消をした場合は返還しません。

②(成約手数料)成約車両価格により下記表通り変動します。

出品者は、本取引の成約の対価として、以下の成約手数料を支払うものとします。

成約車両価格(税込)	成約手数料(税別)
～¥1,000,000	¥10,000
¥1,000,001～¥2,000,000	¥20,000
¥2,000,001～¥3,000,000	¥30,000
¥3,000,001～¥4,000,000	¥40,000
¥4,000,001～¥5,000,000	¥50,000
¥5,000,001～¥6,000,000	¥60,000
¥6,000,001～¥7,000,000	¥70,000
¥7,000,001～	¥80,000

2. 当社は、成約手数料を成約車両の代金と相殺することとします。

#### 第8条(ID・パスワード)

1. 出品者は、ID 及びパスワードを自身で管理・設定します。
2. 出品者は、当該 ID 及びパスワードを善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとし、これらを第三者に使用させ、または、譲渡、貸与、担保提供その他の処分をすることができないものとします。
3. 当社は、出品者による当社サービスの利用にあたり、出品者 ID 及びパスワードにより出品者の本人確認を行うものとします。なお、当社は、出品者 ID 及びパスワードを使用してなされた行為は、当該出品者 ID 及びパスワードを付与された出品者による行為とみなします。

#### 第9条(インターネット接続環境)

1. 当社サービスをご利用いただくためには、インターネットに接続する必要があり、出品者の費用と責任において、当社サービスを利用するために必要となる回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段をご用意いただくことが必要となります。その通信手段・機器・ソフトウェアの設置や操作についても、出品者の費用と責任において、適切に行っていただく必要があります。
2. 当社は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切関与せず、出品者に対するサポートも行いません。
3. 出品者は、当社サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通すために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを理解したうえで、当社サービスを利用するものとします。

#### 第10条(禁止行為)

1. 当社は、出品者に対して次の各号に定める行為を禁止するものとします。
  - (1) 本規約及び運営規程その他関係規定等に定める事項に違反する行為

- (2) 法令もしくは判例に違反するまたはこれらに関連する行為
- (3) 当社または第三者の知的財産権、プライバシーに関する権利または利益、名誉その他の権利または正当な利益を侵害する行為
- (4) 出品車両を当社サービスによらず、出品者、落札店会員双方の談合によって取引を行う行為
- (5) 公の秩序または善良の風俗に反する行為
- (6) 虚偽の情報を登録する行為
- (7) 当社が合理的な根拠をもって反社会的勢力等に該当すると判断する者が出品する行為
- (8) 第三者に対し、自らの ID 及びパスワードを譲渡しまたは貸与する行為
- (9) 他の出品者の ID 及びパスワードを用いて当社サービスを利用する行為
- (10) 法令上必要とされる許認可等を備えずに出品または取引する行為
- (11) 次のいずれかに該当する車両を出品する行為
  - ① 出品者が真に販売する意思のない車両
  - ② 盗難車、不動態、事故現状車、改造車など出品することが不相当であると当社が判断する車両
  - ③ 生業として自動車売買を行う者、又は生業として自動車売買を行う者と連携・共謀していると当社が判断した者が出品した車両
  - ④ その他出品することが不相当であると当社が判断する車両
- (12) 同一車両を重複して出品する行為
- (13) 当社サービスへの出品期間中に同一車両を他社のサービスやその他の方法により売却する行為
- (14) 出品車両の検査後に出品車両を損傷する行為
- (15) マネーロンダリングを目的とした行為
- (16) 成立した取引の履行を遅延させ、または円滑な履行を妨げる行為
- (17) 当社または第三者になりすます行為、当社または第三者の行為であるかのような誤解を招くまたはそのおそれのある行為(当社または第三者の商標、ロゴマーク等を、自己を示すものとして使用する行為等を含みます。)
- (18) 当社または第三者に対する嫌がらせ、業務妨害または誹謗中傷行為
- (19) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いる行為
- (20) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- (21) 当社または第三者に対して暴力または脅迫的な言動を用いる行為
- (22) 当社サービスを通じて、次の事項に該当しまたは該当すると当社が判断する情報を投稿しまたは発信する行為
  - ① 当社または第三者の名誉・信用を毀損するまたは業務を妨害する表現を含む情報
  - ② 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
  - ③ 露骨な性的表現または過度なわいせつ表現を含む情報
  - ④ 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、教育または経済的關係等による差別につながる表現を含む情報
  - ⑤ 営業もしくは宣伝広告(事前の許諾がある場合を除きます。)または過度な政治的主

張を含む情報

- ⑥ その他違法・反社会的な内容または他人に不快感を与える表現を含む情報または本取引と無関係な情報
- (2 3) 第三者の個人情報やプライバシー情報を収集、公開または提供する行為(当社サービスの利用のために必要な行為を除きます。)
  - (2 4) 取得した第三者の個人情報やプライバシー情報を、当社サービスの利用以外の目的で利用する行為
  - (2 5) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為
  - (2 6) 技術的手段を利用して当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、またはそれを試みる行為
  - (2 7) 当社サービスの不具合を意図的に利用する行為
  - (2 8) 当社サービスに関して提供される当社のソフトウェア、プログラム、データベースなどを、複製、改変、貸与、譲渡、公衆送信(当社サービスの機能を使用して公衆送信する場合を除きます。)し、またはリバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他の方法で解析する行為
  - (2 9) 当社に対し同様の質問や問い合わせを不必要に繰り返す行為、荒らし行為、スパム行為その他当社サービスの運営を妨げるまたはそのおそれのある行為
- (3 0) その他当社が不適切であると判断する行為
2. 当社は、前項第4号に定める行為が行われ、不正成約がなされたと判断した場合、当該不正成約に係る成約金額の十分の一を損害賠償金として、出品者に請求できるものとし、出品者は、これに応じるものとします。

#### 第11条(当社の行う措置)

当社は、前条に定める事項に違反したまたは違反するおそれがあると判断した場合、事前の通知・催告なく以下の措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該出品者に生じた損害や不利益について、責任を負いません。

- (1) 注意または警告
- (2) 出品申込の取消し
- (3) 出品車両の情報の編集、削除等対応
- (4) 当社サービスの全部または一部の提供の停止
- (5) 本規約に基づく当社サービスの利用契約の解除
- (6) その他当社が適当と判断する措置

#### 第12条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、個人情報保護方針(<https://www.aucnet.co.jp/privacy/>)の定めるところにしたがい、当社サービスに関連して出品者から取得した個人情報その他の出品者に関する情報を取り扱います。また、個人情報保護方針に加えて当社が当社サービスで取得した個人情報の利用目的は次のとおりです。

●利用目的

- ・ 出品車両の査定、引き取り等を円滑に行うため
- ・ 古物営業法・第十五条で定める確認を行うため
- ・ 「検査あり一括査定」又は「検査なし一括査定」で出品した場合に、出品者と落札店会員間で直接出品車両の取引を行うことができるようにするため

2. 当社は、当社サービスの提供過程で取得した個人情報を、以下の定めにしたがい、輸送業者、落札店会員に対して預託します。

●預託する情報

出品者の住所、氏名、職業、年齢、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証記載事項、出品車両の車両登録番号等

3. 出品者は、「検査あり一括査定」又は「検査なし一括査定」の場合に、下記の個人情報を利用目的の範囲内で当社が落札店会員に提供することに同意します。

●提供する情報

出品者の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス

4. 当社は、裁量により、出品者が当社に提供した情報を、個人を特定できない形での統計的な情報として利用、提供及び公開することができるものとし、出品者はこれに異議を唱えないものとします。

### 第13条(損害賠償)

出品者は、当社サービスに起因して当社に何らかの損害(合理的な弁護士費用等を含みます。)を与えた場合、当社に対し損害を賠償する責任を負うものとします。

### 第14条(免責)

出品者は、次の各号に定める事項に同意するものとします。

- (1) 当社は、当社サービスの利用及び取引の内容についていかなる責任も負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除くものとします。
- (2) 当社は、取引の相手方の情報を出品者に開示する義務を負いません。ただし、当社サービスにおいて開示する場合を除くものとします。

### 第15条(不可抗力)

出品車両の成約前に火災、風水害等の不可抗力により出品車両が滅失、毀損した場合の危険負担は出品者が負うものとします。

### 第16条(権利・義務の譲渡の禁止)

出品者は当社サービスに基づく権利又は義務の全部もしくは一部を自己又は第三者のために譲渡、転貸、担保提供等、その他一切の処分をしてはならないものとします。

### 第17条(反社会的勢力等の排除)

1. 出品者は、当社に対し、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれ



にも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋
  - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (8) 特殊知能暴力集団
  - (9) その他前各号に準ずるもの
2. 出品者は当社に対し、現在または将来にわたって、前項各号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明、確約します。
- (1) 社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 出品者は、前各項の該当性の判断のために、当社より調査の要請を受けた場合、その調査に協力し、これに必要な資料を提出するものとします。
4. 出品者は、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
5. 当社は、出品者に対し、前各項のいずれかに違反すると認められる場合及び前各項における表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、何らの催告をせず、出品者との契約を解除するとともに、これにより被った損害の賠償を求めることができます。
6. 出品者は、当社に対し、前項により契約を解除された場合、解除により発生した損害について賠償ないし補償を求めることができません。

#### 第18条(改定)

1. 当社は、必要と認めた場合、本規約及び運営規程を改定することができます。ただし、当社は、変更する旨、変更後の内容及び効力発生日等について当社ウェブサイト他相当な方法により事前に周知するものとします。
2. 出品者は、効力発生日後、当社サービスへの参加をもって、本規約及び運営規程の改定を承認したものとします。

第 19 条(当社サービスの中断、変更、終了)

- 1.当社は、メンテナンスや障害対応、天災等の不可抗力、その他当社が必要と判断する場合、事前にまたは緊急の場合は事後に出品者に通知することにより、当社サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
- 2.当社は、裁量により、いつでも当社サービスの全部または一部を変更または終了することができます。
- 3.当社は、前 2 項による当社サービスの中断、変更、終了によって出品者に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

第 20 条(管轄裁判所)

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

初版 2020年 1月24日  
第2版 2020年11月16日

## A I S 検査利用規定

株式会社カーセー（以下、「弊社」という）の運営するサービスのうち「オークション」プラン・「検査あり一括査定」プランの利用に際して必要となる、株式会社 AIS（以下、「AIS」という）による AIS 検査サービス（以下、「AIS 検査」という）をご利用されるにあたり、次の事項をご確認・ご了承ください。

### 1. 事前準備

- 検査対象車両のカギおよび書類（車検証、保証書等）の準備
- 検査対象車両の内装および外装の清掃
- 検査対象車両（荷室含みます。）内の荷物の積み下ろし
- 検査対象車両の雨や雪等の付着物の拭き上げ

### 2. AIS 検査の日程確定ならびに AIS 検査前の日時変更およびキャンセル規定

- 検査希望日受付後、AIS からの日時確定のご連絡をもって AIS 検査の受注とさせていただきます。
- 弊社は、AIS 検査の日時変更を検査予定日の前日 17 時まで WEB サイトにてお受付いたします。
- AIS 検査当日の日時変更はお受付いたしかねます。
- 弊社および AIS 検査員は、悪天候や交通状況等により、日時を変更させていただく場合がございます。
- お申込みいただいた AIS 検査のキャンセルを希望される場合、弊社までお問合せください。  
キャンセルされる場合の AIS 検査料は、以下のとおりです。  
検査予定日の前日 17 時まで：0%  
検査予定日の前日 17 時以降のキャンセル：100%

### 3. AIS 検査実施規定

- AIS 検査は、次の手順で行わせていただきます。
  - (1) AIS 検査員がご指定いただいたご住所に訪問いたします。  
その際、ご利用者様、またはご登録いただいた立会人ご本人様と相違無いかを確認させていただきます。
  - (2) ご利用者様にて、該当車両の確認・私物が無いことの確認が取れたのちに検査を実施いたします。  
ご利用者様におかれましては、AIS 検査員による検査が終了するまで必ず立会いをお願いいたします。
  - (3) AIS 検査員がお持ちする同意書をご確認の上、署名をお願いいたします。  
その際、次の点のご確認をお願いいたします。
    - ・AIS 検査員が AIS 検査に際してお預かりしたもの（検査対象車両のカギ等）が返却されたこと
    - ・AIS 検査の前で車両状態（内外装、機関機構等）に相違ないこと
- AIS 検査にあたって、次の定めにご同意をお願いいたします。  
ご利用者様にご同意していただけない場合、AIS 検査を実施いたしかねる場合がございます。
  - ・AIS 検査員は、次のご質問にはお答えいたしかねるともにご要望いただいても対応いたしかねます。
    - 弊社の運営および規約等弊社サービスに関する事項
    - 検査方法、結果および基準等 AIS 検査に関する事項
    - 検査対象車両の査定金額および査定基準
  - ・第三者の私有地および商業施設等では AIS 検査をいたしかねます。
  - ・AIS 検査員が車内のご利用者様の所有物の積み降ろしをする場合がございます。
  - ・AIS 検査にあたって、次のとおりの対応をお願いいたします。
    - エンジン始動および通常走行可能な車両状態の維持

- 画像撮影、ドア、ボンネット等の開閉に必要なスペースの確保（例、車両移動）
  - AIS 検査が可能な太陽光と同等の明度、明るさの確保
- ・AIS 検査員が車両の画像撮影を行う際、背景等が写り込む場合がございます。
  - ・車両状態により、各カバー、内張り及びゴム類の取り外し等の小分解を伴う場合がございます。
  - ・車両状態により、通常より検査時間を要する可能性がございます。（最大 30 分程度）
  - ・弊社および AIS は、AIS 検査にあたってご利用者様に対して損害賠償責任を負う場合、現実に生じた直接かつ通常の損害（特別損害および逸失利益を含まない。）に限り責任を負うものとします。ただし、弊社または AIS が故意または重過失である場合を除くものとします。